

## 申告の必要な方

平成26年1月1日現在、市内に住んでいて、次のいずれかに該当する方です。ただし、所得税の申告をした方は必要ありません。

- 給与所得者で次のような方
- ・平成25年中に退職した方または2カ所以上から給与を受けられた方
- ・給与以外に所得のあった方
- ・雑損控除、医療費控除などを受けようとする方 など
- 公的年金などを支給されている方で次のような方
- ・年金以外に所得のあった方
- ・支払先に扶養控除等申告書を提出していない方

- ・社会保険料控除や生命保険料控除などを受けようとする方
- 営業、農業、不動産、利子、配当などの所得があった方

※国民健康保険税の軽減適用や他の制度の適用上、所得がなかった場合でも申告が必要となる場合があります。所得がなかった場合で申告書が送られてきたときは、申告書裏面の「所得がなかった場合」の記載欄に記入の上、提出してください。

※自分で申告書を記入できる方は郵送での提出も可能です。

## 市県民税申告会場での所得税の確定申告について

市内の各会場でも所得税の申告や相談は可能ですが、次のとおり対応できる内容が限られてしまうため、所得税の申告については、原則、豊橋税務署（8ページをご参照ください）でお願いします。

▼市県民税の申告会場で相談できない申告

- ・事業所得（営業・農業）、不動産所得、土地・建物・株式などの譲渡所得、山林所得、申告分離選択の配当を確定申告する方
- ・住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の確定申告を初めてする方
- ・贈与税、消費税の申告をする方

▼市県民税の申告会場で相談できる申告

給与所得（年末調整をされていない場合など）、公的年金などの雑所得、医療費控除、寄附金控除などの申告

## お知らせ

申告に必要なもの  
（所得税・市県民税共通）

- ・申告書（送付された方のみ）
- ※申告書が届いてない場合でも会場では申告ができます。
- ・印鑑
- ・給与所得者、公的年金などの受給者は源泉徴収票（原本のみ可。年金支払通知書は不可）
- ・配当所得を申告される方は支払通知書（原本）
- ・医療費、社会保険料、障害者控除を受ける方はその領収書や証明書など

※医療費控除を受けられる方は、事前に医療費の領収書の合計額を計算してから申告会場にお越しください。

- ・扶養控除、配偶者（特別）控除を受ける場合は、その方の所得がわかるもの
- ・寄附金控除を受ける方は寄附した団体の領収書など
- ・所得税が還付になる方は、本人名義の預金通帳など（口座番号がわかるもの）
- ・前年以前にe-Taxを利用し、確定申告などをされた方は、利用者識別番号および暗

証番号のわかるもの

※申告内容によっては、ほかの資料が必要な場合があります。

※市県民税申告書、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付額のお知らせは1月下旬に発送します。

## 昨年からの変更点

復興特別所得税について  
平成25年分から平成49年分までの各年分の基準所得税額に2.1%の税率を乗じて計算します。また、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得については、源泉所得税の徴収の際に復興特別所得税が併せて徴収されています。

